

## 学生納付特例事務法人の指定手続きに関するよくあるご質問

Q1 学生納付特例事務法人の指定を受けた後、学校が行う事務にはどのようなものがありますか。

A1 学校が行う事務として、次の事務があります。

- ①学生等から提出のあった学生納付特例申請書の受付、受付管理簿の作成、提出された学生納付特例申請書の記載もれ等の確認
- ②日本年金機構（年金事務所等）への学生納付特例申請書の送付
- ③各月における取扱件数の報告
- ④オリエンテーションなどを活用し、学生等に対して代行事務を行っている旨の周知

Q2：学生納付特例事務法人になるメリット・デメリットを教えてください。

A2：○メリットは、

- ・学生にとっては、学生納付特例申請書の受付窓口として身近な学校の窓口が一つ増え、申請書が提出しやすくなること
- ・学校にとっては、学生無年金者を出さない体制作りのアピールができること、受付1件につき500円の手数料が入ることなどです。（なお、国や地方公共団体が設置する教育施設については公務で代行事務を行っていただくため、手数料の支払いはございません。）

●デメリットは、

- ・学校にとっては、事務負担の増加が考えられます。

Q3：学生から受け付けた学生納付特例申請書を日本年金機構（年金事務所等）に送付する際の郵送料は、どこが負担するのですか。

A3：原則として、日本年金機構が費用を負担します。

Q4：指定申出書への添付書類である登記簿謄本は、コピーでもよいのでしょうか。

A4：原本を添付してください。

Q5：法人の登記が他県の場合、手続きはどこで行うのですか。

A5：法人登記をしている場所を管轄する日本年金機構地域部に申出してください。